

令和7年度定期監査等の結果に基づく措置状況

第1 意見に基づく措置状況

意 見	講じた措置の内容
1 現金の取扱事務について 各課の窓口等で収納金等の現金を取り扱う場合は、水戸市財務規則等に基づき、必ず出納員又は現金取扱員（以下「出納員等」という。）に任命された職員等が事務処理を行うこととされている。 各課の出納員等の任命状況を確認したところ、一部の課において、現金取扱員に任命されていない職員が現金の收受及び保管に携わっている事例が見受けられた。 各課においては、現金取扱事務の一層の適正化を図るため、所属職員の業務内容を踏まえ、現金を取り扱う職員を適切に現金取扱員に任命することにより、実態に即した事務執行体制となるよう努められたい。 また、市長部局等で必要に応じて行う出納員等の任命は、所属長の内申に基づき市長が行うものであるが、出納員等に任命された職員は、会計管理者の指揮監督を受けるものとなることから、会計課においては、各課で任命された出納員等の確認を徹底するなど、現金取扱事務に係る管理体制の強化を図られたい。	現金取扱事務に係る管理体制については、年度当初に出納員等の配置状況報告を全課に対して依頼し、年度途中に異動があった場合にも各課から会計課に報告させることで、各課の意識啓発を図るとともに、出納員等の名簿を会計課で取りまとめることで、管理体制の強化を図った。 （会計課）
2 自動更新条項を付した契約について 自動更新条項を付した契約とは、契約期間満了前に、いずれかの当事者から特段の申出がなされない限り、従前と同一の条件で契約期間が自動的に更新される旨の条項を付した契約である。この契約では、契約更新時の相手方との手続が不要となることから、事務手続の負担が軽減できるメリットがある一方で、条件を見直す機会を逸したまま、意図せずに契約が更新されてしまうおそれがある	自動更新条項を付した契約を締結する場合は、地方自治法や条例等に基づく長期継続契約として締結する必要があること、契約更新時においては、事務決裁規程に基づき適切に決裁を受け、契約更新に関する意思決定を行うことを周知していく。 あわせて、土地の賃貸借契約などにおいて、自動更新条項を付した契約を新たに締結する場合や更新する際は、契約書に解除条項を追加するよう、指導していく。

ほか、更新するための意思決定手続が不明確になるなどのデメリットもある。

地方公共団体の契約は、会計年度独立の原則に基づいて当該年度内に限って行われるものであり、地方自治法第232条の3において、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されていることから、後年度予算の裏付けがない契約において、後年度における契約の継続を約束する自動更新条項を設けることはできない。

そのため、自動更新条項を付した契約を締結する場合は、債務負担行為の設定又は長期継続契約の締結のいずれかが必須であり、さらに、長期継続契約を締結する場合は、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には当該契約を解除する旨の条項（以下「解除条項」という。）を契約書に付す必要がある。

本市においては、令和7年度には、公金の徴収又は収納の事務の委託に係る契約や土地の賃貸借契約など、自動更新条項を付した契約を全庁で約100件締結しているが、債務負担行為を設定していないもの、解除条項を付さずに長期継続契約を締結しているものが散見されたほか、契約期間の更新について、文書による決裁が行われていないものも見受けられた。これらは、自動更新条項を付した契約に係る取扱いの基準等が明確になっていないことが要因と考えられるため、財務部においては、今後、全庁的な取扱基準等を策定するなど、各課で適切な見直しが図られるよう取り組まれない。

（財政課、契約検査課）

3 随意契約について

(1) 少額随意契約の適正な運用の確保について

随意契約とは、競争入札の方法によらずに、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法であり、「金額が少額の契約」や「その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」など、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に定める要件に該当する場合に限って行うことができるものである。

このうち、金額が少額であることを理由とした随意契約（以下「少額随意契約」という。）については、地方自治法施行令の改正により、随意契約ができる基準額の見直しが行われ、本市においても水戸市財務規則等を改正し、令和7年8月1日から少額随意契約の基準額の引上げが実施されたところである。

この改正に伴い、契約締結に要する期間の短縮や事務負担の軽減が見込まれる一方で、課長限りで執行できる少額随意契約の範囲の拡大や業者を選定する際の見積徴取業者数の減少により、契約事務における公平性、透明性及び競争性が損なわれるおそれもある。

今後においても、少額随意契約における公平性、透明性及び競争性が確保されるよう、引き続き契約事務の適正な運用を図るとともに、地元中小企業の更なる受注機会の確保に努められたい。

(2) 入札審査会の審査除外理由の明確化について

工事及び委託業務について、「その性質又は目的が競争入札に適しない

少額随意契約の適正な運用の確保については、地方自治法施行令の改正主旨に則し、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点で踏まえ、少額随意契約基準額の引上げを行ったが、今後、少額随意契約における公平性、透明性及び競争性が確保されるよう、引き続き契約事務の適正な運用を図るとともに、業者選定に当たっては、市内業者の保護育成に配慮するよう各課に周知していく。
(契約検査課)

入札審査会の審査除外理由の明確化については、水戸市建設工事及び委託業務の

契約をするとき」や「競争入札に付することが不利と認められるとき」などを理由とした随意契約をしようとするときは、主管副市長及び関係部長で組織する水戸市建設工事等入札審査会（以下「入札審査会」という。）の審査を経ることとされている。

このうち、「保健、医療及び診療に関するもの」、「学術文化に関する調査及び研究並びに芸術に関するもの」など、水戸市建設工事及び委託業務の契約に関する規程第 69 条第 2 項第 1 号から第 4 号までの所定の要件に該当するもののほか、同項第 5 号の規定により「市長が特に必要がないと認めるもの」については、入札審査会の審査を経ないで執行することができる」とされている。

同項第 5 号を適用し、入札審査会の審査を経ずに随意契約を執行した委託業務を確認したところ、市長が特に入札審査会の審査を経る必要がないと認めた理由について、決裁文書等に明示されていなかったものが見受けられた。

随意契約の公平性及び透明性の確保の観点から、財務部においては、入札審査会の審査除外理由の明確化を各課に義務付けるとともに、同項第 5 号を適用した場合の決裁等については制度所管課への合議を必須とするなど、入札審査会の審査除外に係るチェック体制の構築について検討されたい。

4 限りある経営資源の有効活用について

令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間の計画期間とする水戸市行政経営改革プランの基本方針では、「最少の経

契約に関する規程第 69 条第 5 号「市長が特に必要がないと認めるもの」は、入札審査会審査除外の随意契約案件として、特に例外的なものについて定めている。この条項を根拠に案件の執行をする際は、担当課で入札審査会除外案件となる理由を精査し、必要に応じて契約検査課と協議の上、合議により決定する必要があることを研修等で改めて注意喚起していく。

（契約検査課）

市民を対象とした補助金については、所期の目的に合致しているか、また、現在の市民ニーズに即した制度となっているか

費で最大の効果を挙げるための行政経営改革」を掲げ、限りある経営資源を有効に活用しながら、市民の視点に立った行政サービスの提供に取り組むとともに、将来にわたり持続可能で安定した行政経営の確立を目指すこととしている。 また、毎年度の予算編成方針においても、「行政経営改革の断行」を掲げ、歳出面では既存の事務事業の在り方をゼロベースで検討し、時代のニーズに合致しないものや費用対効果の低いものについては、抜本的な見直しを行うことを基本的な留意事項としている。 しかしながら、市民を対象とした補助金の中には、利用実績が低調なものが見受けられるなど、経営資源が十分に活用されているとは言い難い状況が認められた。今後は、利用者層を意識した周知方法の強化や、申請手続の簡素化、オンライン申請の導入などにより、一層の利用促進を図るとともに、より効果的で利用しやすい制度となるよう、積極的な見直しを進められたい。 限りある経営資源を有効に活用するため、費用対効果を十分に意識した財政運営を着実に推進し、持続可能な行政経営の確立に努められたい。	の確認を行い、必要に応じて柔軟に制度の見直しに取り組んでいく。 また、積極的な制度周知を行うとともに、担当課と協議しながら、デジタル化を含む申請手続等の簡略化を進めるなど、市民がより利用しやすい環境整備に取り組んでいく。 (財政課)
--	--

第2 部局別の監査結果に基づく措置状況

1 財務部

監査の結果	講じた措置の内容
契約事務について 個人情報保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から同法の規定が地方公共団体にも適用されることに伴い、水戸市個人情報保護条例を同日付けで廃止した。しかしながら、同日以後に締結した電子契約サービス利用に関する契約にお	契約事務については、令和8年度における当該業務の契約書において、引用する規定を「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改めた。 (契約検査課)

いて、廃止された水戸市個人情報保護条例の規定を引用していた。（契約検査課）

2 水道部

監査の結果	講じた措置の内容
契約事務について 配水管等漏水調査業務の委託契約において、受託者が委託業務の処理を他に委託する場合には、書面により委託者の承諾を得ることとされているが、業務の再委託の承諾を求める書面において、再委託をする業務の内容が明確になっていなかった。 （給水課）	配水管等漏水調査の業務委託契約については、受託者から再委託業務の詳細な内容を記載した書面の提出を受けるとともに、聞き取りを実施し、改めて課内で内容を確認した。 今後、受託者が委託業務を再委託する場合は、再委託する業務内容が明確に記載された書面であることを確認した上で受理するよう、周知徹底した。（給水課）

3 教育委員会

監査の結果	講じた措置の内容
財産管理事務について (1) 物品の出納について、教材用薬品類は、薬品受払簿に出納を記録し、常にその状況を明らかにしておかなければならないが、所管する教材用薬品類について、薬品受払簿に記録されていないものがあつた。（緑岡小学校、内原中学校） (2) 財産事務取扱者は、毎会計年度の歳入に係る債権以外の債権について、毎月末現在でその増減状況を会計管理者に通知しなければならないが、吉沢小学校臨時駐車場賃貸借契約に伴い差し入れた保証金について、会計管理者に通知していなかった。（学校施設課）	記入漏れがあつた薬品については、理科担当教員が速やかに確認し、記入を行った。再発防止のため、校内会議において、適正な事務処理に努めるよう周知徹底した。（緑岡小学校、内原中学校） 保証金の債権増減通知書については、速やかに未提出分の通知書を作成し、会計管理者宛て通知した。また、再発防止のため、令和8年1月5日の係打合せにおいて、保証金が債権であることを改めて確認し、今後は、関係法令を再度確認し適正な事務処理に努めるよう周知徹底した。（学校施設課）